

史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託 提案競技実施要項

1.名称

史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託

2.目的

福岡市では国指定史跡比恵遺跡の整備を今後進めていく予定であり、今回の委託業務は当該史跡指定地の活用の方策について検討するとともに、整備の基本設計を行うものである。なお、本業務は、史跡の整備と活用を効果的で実効性の高い手法を検討する業務であり、限られた予算と期間の中でより効果的に業務を遂行できる事業者を選定するため、提案競技を実施する。

3.履行場所・担当部署

福岡県福岡市博多区井相田2丁目1番94号
福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター

4.履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月16日(火)まで

5.委託業務概要

「史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託概要(別紙1)」のとおり

6.業務委託予算上限額

14,000,000円(税込)

※提案価格が契約上限額を超える場合は、失格とします。

7.応募資格

本提案競技へ参加を希望する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものではないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合でも、契約締結までの間に措置要領別表第1、第

2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

- (8) 平成28年(2016年)4月1日から現在までに完了した、国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)、県又は市町村が発注する、国指定史跡の復元等に係る基本及び実施設計を元請として受託した実績があること。
- (9) 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定による一級建築士事務所(以下「建築士事務所」という。)の登録を有する者であること。
- (10) 管理技術者は、技術士(建設部門)又は技術士(総合監理部門)の資格を有する者であること。
- (11) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿(種別:委託)」の申請区分業種「土木設計」、又は「建築設計」に登載されている者であり、当該名簿の有効期間内にこの提案競技募集の公示の日又は提案競技参加申請期限日が含まれていること。
- (12) 登記簿上の本社(個人の場合は、主たる事業所をいう。)が日本国内にあること。

8.スケジュール

実施内容	実施日程等
公募開始	令和8年5月29日(金)
質問書提出期限	令和8年6月9日(火) 16時まで
質問書回答	令和8年6月12日(金) 16時まで(予定)
提案競技参加申込期限	令和8年6月17日(水) 16時まで
提案書提出期限	令和8年6月26日(金) 16時まで
提案競技	令和8年7月3日(金) (予定)
最優秀提案者決定	令和8年7月7日(火)(予定)
契約締結	令和8年7月7日(火)以降

9.質問

提案を行うにあたり質問がある場合は、下記のとおり「質問書(様式7)」を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年6月9日(火) 16時 まで

(2) 提出方法

「17 問い合わせ先・提出先」まで、電子メールにて提出し、質問書(様式7)を提出した旨を電話で連絡すること。また、メール件名は「【事業者名】「史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託」質問書の提出」とすること。

(3) 回答

令和8年6月12日(金) 16時(予定)までに、福岡市ホームページに掲載予定

10.提案競技参加申し込み

提案競技に参加を希望するものは、応募資格を確認の上、下記のとおり参加申し込みを行うこと。

(1) 提出書類

申込の際に、下記①～⑨までの書類を各1部、提出すること。

① 提案競技参加資格確認兼申込書(様式1)

② 会社概要(事業内容が分かるパンフレット、資料等でも可)

③ 登記事項証明書

・全部事項証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

・福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証

明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること

・上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)

⑥ 委任状(様式3-1)

・この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3-1により委任状を作成して提出すること

⑦ 誓約書(様式3-2)

・様式3-2に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること

⑧ 役員名簿(様式3-3)

・様式3-3に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。なお、この情報は福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

・直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

(2) 提出書類の省略

提出書類のうち、③～⑨については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。

(3) 提出期限

令和8年6月17日(水)16時 まで(必着)

(4) 提出先

「17 問い合わせ先・提出先」のとおり

(5) 提出方法

提出先まで持参するか、又は郵送するものとし、電子送付は受け付けない。直接持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から17時までとする。なお、郵送する際には、特定記録又は簡易書留とし、封筒に「提案競技 参加申込」と明記すること。

12.提案書の提出

提案競技に参加申し込みをした者は、下記のとおり提案書を提出すること。

(1) 提出書類

「提案競技審査基準(別紙2)」を踏まえ、提案資料を提出すること。提出資料については、正本1部(事業者名記載)、副本9部(事業者名を伏せたもの)の計10部を提出すること。

① 企画提案書の提出に係る関係書類(正本1部、副本9部)

・「企画提案書等届出書(様式2)」「類似業務実績(様式4)」「業務実施体制表(様式5)」「配置予定技術者の経歴等(様式6)」に必要事項を記入し、提出すること。

② 企画提案書(正本1部、副本9部)

「別紙3 企画提案書作成要領」に沿って作成すること。

③ 経費見積書・積算内訳書(正本1部、副本9部)

・任意様式により、別紙1「業務委託概要」に係る業務を受託した場合の見積書(正本は押

印あり)及びその内訳書を提出すること(消費税及び地方消費税を含むこと)。

・内訳書は、別紙2「提案競技審査基準」に記載された項目別に作成すること。

(2) 提出期限

令和8年6月26日(金)16時 まで(必着)

(3) 提出先

「17 問い合わせ先・提出先」のとおり

(4) 提出方法

提出先まで持参するか、又は郵送するものとし、電子送付は受け付けない。直接持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から17時までとする。なお、郵送する際には、特定記録又は簡易書留とすること。

(5) その他

特別な理由なく提出期限に遅れた場合は、失格とする。また、提案競技参加申込書(様式1)を提出した後で、参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届(様式8)を提出すること。

13.提案審査

提案内容を審査し、最も優秀な企画提案を選定する審査委員会(以下、「委員会」という)を設置し、下記のとおり実施する。

(1) プレゼンテーションの実施

委員会では、提案者によるプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの詳細な日時等については、提案提出後に応募者に通知する。なお、出席は1事業者3名までとする。

① 日時

令和8年7月3日(金) ※午後を予定

② 実施場所

福岡市埋蔵文化財センター(福岡市博多区井相田2丁目1番94号)

③ 実施方法

1団体15分以内のプレゼンテーション、10分程度の質疑応答を予定

④ 参加人数

3人以内

(2) 審査項目等

「提案競技審査基準(別紙2)」のとおり

(3) 審査

提案の中から最も優秀な提案をおこなった者を最優秀提案者として選定する。

※評価が一定基準(平均点60点)に満たない場合は最上位者であっても最優秀提案者とししない。

※本提案競技の参加者が1社であっても審査は行う。

(4) 審査結果の通知

選定結果は、審査後速やかにすべての提案者に電子メールにて通知するとともに(令和8年7月7日(火)予定)、最優秀提案者については、福岡市ホームページにおいて公表する。

(5) その他

・開催日時、実施場所等の詳細は、後日電子メールにて通知する

・プレゼンテーション審査時には、事業者名を伏せた企画提案書を使用することとし、説明内容についても事業者名が分からないように行うこと。

・プレゼンテーション内容は、提出した企画提案書等の内容を大きく逸脱しない範囲とし、アピールしたい点を中心に説明すること。

・プレゼンテーション審査会場にプロジェクターを用意しているので、電子データによる提案説明を行う場合は、資料の投影をするPC及び接続機器を持参すること。

14. 契約

委員会で選考された最優秀提案者を契約交渉者として決定する。契約交渉者は、福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センターと業務委託内容について協議を行い、契約内容の詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結する。また、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、提案者のうち評価点の合計点数の高い者から順に契約交渉の相手方とする。

なお、今後「(仮称)史跡比恵遺跡実施設計業務委託(以下、「継続業務」という。)を行う予定であり、予算の議決がなされたうえで、本委託事業の履行状況を踏まえ、別途審査基準にて審査し、特段の支障がないと判断した場合は、本市と当該事業者との協議により、継続業務を随意契約により当該事業者へ委託することができるものとする。

15. その他の留意事項

- (1) 業務委託予算内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、提案内容に含めることができる。
- (2) 1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。
- (3) 提出する提案書は、提案者が責任をもって履行できる内容とすること。
- (4) 見積額が「6 業務委託予算上限額」に定める額を超えている場合、提出書類への虚偽記載があった場合、提出書類の受付期間中に必要な書類が揃わなかった場合、選定委員に対する不正な行為が認められた場合、その他不正な行為があった場合には失格とする。
- (5) 提案書類提出後は、誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な修正を除き、変更は認めない。
- (6) 提案書の作成に係る費用は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (7) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報等)を除き、公開の対象となる。
- (8) 提案書等の著作権は提案者に帰属するが、選定に係る評価を行う場合、選定後に業務計画等の内容を公表する場合、情報公開を行なう場合、その他市長が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずにその全部又は一部を使用し、複製することがある。
- (9) 本提案競技に関して、本市が配布した資料を他の目的のために使用してはならない。
- (10) 審査結果に関する質問には回答しない。
- (11) 別紙1「史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託概要」は現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議の上、変更することがある。
- (12) 本業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない。
- (13) 本提案競技に係る手続き及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、商標及び固有名詞を除き、日本語及び日本国通貨に限る。
- (14) 提案書等の作成その他、本提案競技参加に係る諸費用は、全て提案者の負担とする。
- (15) 提出された提案書等は一切返却しない。なお、契約に至った場合に使用するほかは、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用しない。業者選定の事務に限り、複製する場合がある。
- (16) 本調達により知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。
- (17) 再委託の相手方または技術協力の相手方が、他の提案企画者の再委託の相手方または技術協力の相手方と重複してなることを認める。
- (18) 本業務委託の契約に際しては、受注者は契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付するものとする。ただし、福岡市契約事務規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (19) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

16.添付資料

- 別紙 1 史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託概要
- 別紙 2 提案競技審査基準
- 別紙 3 企画提案書作成要領
- 別紙 4 史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託受託者の履行に係る審査基準
- 様式1 提案競技参加資格確認兼申込書
- 様式2 企画提案書等届出書
- 様式 3-1 委任状
- 様式 3-2 契約書
- 様式 3-3 役員名簿
- 様式 4 類似業務実績
- 様式 5 業務実施体制表
- 様式 6 配置予定技術者の経歴等
- 様式 7 質問書
- 様式 8 提案競技参加辞退届

17.問い合わせ先・提出先

〒812-0881 福岡県福岡市福岡県福岡市博多区井相田2丁目1番94号
福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター企画普及係 森本・山崎
TEL 092-571-2921
FAX 092-571-2825
E-mail maibun-c.EPB@city.fukuoka.lg.jp